

建設工事等競争入札事務の取扱い

(平成4年2月20日監－1687)

(目的)

第1 この取扱いは、秋田県が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法、秋田県財務規則等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(入札執行者)

- 第2 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、契約担当者又は契約担当者があらかじめ指定した者とする。
- 2 入札執行者は、建設工事等の施工場所を所管する地方公所の長に入札の執行（入札不調時の随意契約への移行を含む。）を委任することができる。
- 3 前項の規定により入札の執行を委任された地方公所の長は、入札調（様式1又はこれに準ずる様式）を添付の上、入札結果を委任者に報告しなければならない。

(公告等)

- 第3 一般競争入札及び条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項については、契約担当者が定めるものとする。
- 2 契約担当者は、一般競争入札にあっては秋田県一般競争入札実施要綱の運用方針（平成7年3月30日付け監－1726）第9条関係1に掲げる事項を、条件付き一般競争入札にあっては秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日付け建管－2423）第3条関係及び秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成20年3月17日付け建管－2460）第3条関係に掲げる事項を公告しなければならない。

(指名競争入札における指名等)

- 第4 契約担当者は、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監－134）第5条に規定する建設業者等級格付名簿及び秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日付け監－1973）第4条に規定する資格者名簿に登載されている者の中から指名するものとする。
- 2 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記の上、指名競争入札に係る指名通知を作成するものとする。
- (1) 入札に付する事項
 - (2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含み、事前公表する場合に限る。）
 - (3) 関係書類閲覧場所
 - (4) 現場説明の日時
 - (5) 入札保証金
 - (6) 入札及び開札の日時及び場所
 - (7) その他

(予定価格の事前公表)

- 第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続の透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。

- (1) 請負対応額が4,000万円以上の建設工事で入札に付すもの
 - (2) 請負対応額が4,000万円未満の建設工事で入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）
- 2 前項第2号に規定する建設工事の予定価格の事前公表は、当分の間試行として行うものとする。
- 3 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 一般競争入札及び条件付き一般競争入札 入札公告への予定価格の掲載
 - (2) 指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

第4の3 入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

- 2 予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 一般競争入札及び条件付き一般競争入札 入札公告への予定価格の掲載
 - (2) 指名競争入札 指名通知への予定価格の記載及び当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面（様式1の1）の閲覧

（入札参加資格等の取消し）

第5 契約担当者は、一般競争入札参加資格確認結果通知及び指名通知を確実な方法で行うものとし、これらの通知をした後当該入札が執行されるまでの間に秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日付け監－848）に基づき指名停止された場合は、入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

（施工条件等の明示等）

第6 契約担当者は、事前に充分現場等を調査し、設計図書の閲覧、貸出又は複写をもって施工条件及び契約条件等の明示を行うものとし、現場説明は行わないものとする。ただし、製造、建設コンサルタント業務等及び大規模かつ技術的に難易度の高い建設工事で設計図書の閲覧等のみによっては見積りが困難と認められるもの（以下「大規模等建設工事」という。）については、現場説明を行うことができる。

- 2 前項の大規模等建設工事に係る現場説明は、入札参加資格確認結果通知又は指名通知を行う前に行うものとする。
- 3 契約条件等は次の各号について、明示するものとする。
- (1) 前金払の有無
 - (2) 契約保証金の納付の有無
 - (3) 建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等の加入状況の提示等
 - (4) 議会の議決を要するものについては、仮契約の締結
 - (5) 質疑応答期間の設定
 - (6) その他特に必要な事項

(見積期間)

- 第7 建設工事等の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。
- 2 前項の見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。
- (1) 1件の予定価格が5百万円に満たない建設工事等については1日（一般競争入札及び条件付き一般競争入札にあつては8日）以上
- (2) 1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない建設工事等については10日以上
- (3) 1件の予定価格が5千万円以上の建設工事等については15日以上
- 3 見積期間の計算は、入札公告等を行った日の翌日から起算し、入札書の提出期限の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を含めないものとする。
- 4 設計図書等に対する質問期限日は、入札公告等を行った日の翌日から起算して5日以降の日とするものとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は算入しないものとする。ただし、第2項ただし書の規定により見積期間を短縮する場合は、この限りでない。

(入札への参加者)

- 第8 次の各号の一に該当する者を入札に参加させてはならない。
- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
- (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(入札保証金)

- 第9 入札執行者は、入札前に現金又は秋田県財務規則で定める有価証券をもって入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- 3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札の場所)

- 第10 入札は、県庁舎、地方公所その他入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

(入札の準備)

- 第11 入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札辞退)

- 第12 競争入札において、入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札執行者は、当該入札参加者に対し、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出させるものとする。ただし、電子入札においては、書面によるほか、電子入札システムにより入札辞退を届出

させることができる。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式2）を持参又は郵送により提出させること。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させること。
- 2 契約担当者は、入札を辞退した者に対しこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（入札の取止め等）

- 第13 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。
- 2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。
- 3 前2項の場合、入札執行者は、入札取止め等の理由を明記した報告書を契約担当者又は委任者に提出しなければならない。ただし、入札期日を変えないものについては、この限りではない。

（入札の秩序）

- 第14 次の各号の一に該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。
- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
 - (2) 不穏の行動をなす者

（入札の執行）

- 第15 入札は、入札執行時間に達したときに入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出させることにより行う。ただし、契約担当者が承諾し、又は契約担当者の指示により書面で提出させる場合は、前項に定めるところによる。
- 3 代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札書の金額については、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

（入札書の書換え等の禁止）

- 第16 入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

（無効の入札）

- 第17 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
 - (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
 - (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正し

た入札

- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）

- 第18 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者（電子入札システムにより入札した者を除く。次項において同じ。）の立会いのもとに行わなければならない。
- 2 前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
 - 3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
 - 4 開札は、開札の場所において、入札参加者の氏名及び入札金額を読み上げて行うものとする。

（落札者の決定）

- 第19 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 入札執行者は、落札者を決定したときは直ちに口頭、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に通知しなければならない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

- 第20 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。
- 2 前項の場合においては、初めにくじにより、落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとし、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札執行者は、電子入札システムによる抽選によりくじを行うものとする。

（再度の入札）

第21 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として1回までとする。

2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第17第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第17第10号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの
- (3) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

3 第12及び第13の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(不調時の取扱い)

第22 入札執行者は、再度入札によってもなお落札者がいないときは入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が小額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行うこととする。

(契約保証金)

第23 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一（役務的保証にあっては請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証）を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

(契約書の提出)

第24 契約担当者は、契約書又は請書を作成する場合においては、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた時は、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

(異議の申立て)

第25 入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は認めないものとする。

(入札結果等の公表)

第26 製造の指名業者名、入札経緯及び最終入札結果等については、次の各号に掲げるところにより公表するものとする。

- (1) 公表の対象
請負対応額250万円以上の製造とする。
- (2) 公表の方法
入札調を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表の場所

入札執行課所及び建設部建設政策課とする。

(4) 公表の時期及び期間

指名業者名、入札経緯及び最終入札結果については、契約を締結したときに遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から5年間とする。

- 2 建設工事及び建設コンサルタント業務等については、発注の見通し、入札結果等を別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第27 入札執行者は、次の各号に掲げる建設工事等の入札において、入札参加者に見積内訳明細書を提出させるものとする。

(1) 全ての建設工事

(2) 予定価格の事前公表を行う建設コンサルタント業務等

(3) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査制度を適用する建設コンサルタント業務等

- 2 前項の規定により見積内訳明細書を提出させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

- 3 第1項に定めるほか、入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めたときは、入札参加者に見積内訳明細書又は誓約書(様式5)の提出を求めることができるものとする。

附 則

この取扱いは、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日監-1956 一部改正)

この取扱いは、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日監-1742 一部改正)

この取扱いは、平成6年月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日監-1197 一部改正)

この取扱いは、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日監-3870 一部改正)

この取扱いは、平成11年3月30日から施行する。

附 則 (平成12年5月1日建管-333 一部改正)

この取扱いは、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月20日建管-929 一部改正)

この取扱いは、平成13年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月24日建管-1597 一部改正)

この取扱いは、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日建管-916 一部改正)

この取扱いは、平成17年7月19日から施行する。

附 則 (平成17年10月7日建管-1468 一部改正)

この取扱いは、平成17年10月7日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日建管-2346、2347 一部改正)

この取扱いは、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日建管-2423 一部改正)

この取扱いは、平成１９年４月１日から施行する。

附 則 （平成１９年４月２５日建管－３３３ 一部改正）

この取扱いは、平成１９年５月１日から施行する。

附 則 （平成２０年３月１７日建管－２４６１ 一部改正）

この取扱いは、平成２０年４月１日から施行する。

附 則 （平成２０年１０月２９日建管－１８６１ 一部改正）

この取扱いは、平成２０年１１月１日から施行する。

附 則 （平成２３年４月１８日建管－１４８ 一部改正）

この取扱いは、平成２３年４月２０日から施行する。

附 則 （平成２４年３月２８日建管－２３４９ 一部改正）

この取扱いは、平成２４年４月１日から施行する。

附 則 （平成２６年３月２０日建政－２０５６ 一部改正）

この取扱いは、平成２６年４月１日から施行する。

附 則 （平成２７年３月２５日建政－２０５０ 一部改正）

この取扱いは、平成２７年４月１日から施行する。

附 則 （平成２８年３月２５日建政－１７３２、１７３３ 一部改正）

この取扱いは、平成２８年４月１日から施行する。

附 則 （平令和元年９月１８日建政－６７１ 一部改正）

１ この取扱いは、令和元年９月１８日から施行する。

２ この通知による改正後の第１５第５項の規定は、令和元年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う建設工事等から適用し、同日前に入札公告等を行う建設工事等については、なお従前の例による。

附 則 （令和３年３月２９日建政－１４３５ 一部改正）

この取扱いは、令和３年４月１日から施行する。

附 則 （令和４年８月４日建政－８５５ 一部改正）

１ この取扱いは、令和４年１０月１日から施行する。

２ この通知による改正後の建設工事等競争入札事務の取扱いの規定は、令和４年１０月１日以降に入札公告等を行う建設工事等から適用する。

(様式 1)

入 札 調		年 月 日 執行			
工 事 番 号	路線河川名	都 市 町 村 大 字 字			工 事 名
予定価格	請 負 決 定 額		請 負 人 住 所		請 負 人 氏 名
入 札 人 氏 名	初 入 札		再 入 札		入 札 保 証 金
	金 額	摘 要	金 額	摘 要	
※ 入札参加 希望者数	※ 入札参加資格 確 認 者 数		※ 入札参加 者 数		

※ 一般競争入札の場合に使用すること。

(様式 1 の 1)

年 月 日

入札執行課所長
(公印省略)

予定価格の事前公表について

次のとおり予定価格を事前公表します。

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）番号
- 3 工事（業務）箇所
 - (1) 路線河川名等
 - (2) 市町村
 - (3) 位置
- 4 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

(様式2)

年 月 日

秋田県知事（地方公所の長）

住所
商号又は名称
代表者名

入 札 辞 退 届

次の工事（業務）について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

工事（業務）名
工事（業務）番号
工事（業務）箇所

(様式3)

年 月 日

秋田県知事（地方公所の長）

住所
商号又は名称
代表者名

誓 約 書

当社は、次の工事（業務）の入札に当たり、関係諸法令及び建設工事等指名競争入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。

なお、これに反したときは、入札を無効とされても異議ありません。

工事（業務）名
工事（業務）番号
工事（業務）箇所